世田谷区公告第８８号

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

世田谷区喜多見五丁目、若林二丁目、松原四丁目及び大蔵二丁目の各一部の土地について、国土調査法（昭和２６年法律第１８０号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第１７条第１項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

令和８年１１月５日

世田谷区長　保　坂　展　人

１　地図及び簿冊の名称

（１）　世田谷区喜多見五丁目の一部　地籍図（その１）

世田谷区喜多見五丁目の一部　地籍簿（その１）

（２）　世田谷区若林二丁目の一部　地籍図（その２）

世田谷区若林二丁目の一部　地籍簿（その２）

（３）　世田谷区松原四丁目の一部　地籍図（その３）

世田谷区松原四丁目の一部　地籍簿（その３）

（４）　世田谷区大蔵二丁目の一部　地籍図（その４）

世田谷区大蔵二丁目の一部　地籍簿（その４）

２　閲覧期間

令和８年１１月５日から同月２５日まで

３　閲覧場所

（１）　二子玉川分庁舎１階（玉川一丁目）

（２）　若林複合施設内特設会場（若林一丁目）

（３）　若林複合施設内特設会場（若林一丁目）

（４）　二子玉川分庁舎１階（玉川一丁目）

４　閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。

５　誤り等申出書の用紙は、請求に基づき閲覧場所で交付する。

６　閲覧は、期間中毎日１０時から１５時まで行うこととする。ただし、若林複合施設内特設会場（若林一丁目）においては、１１月１４日（土）、１５日（日）及び２２日（日）は実施しない。